資料１

# 感染症法の改正に係る家庭訪問指導等の依頼先について（案）

○　感染症法の改正により、保健所長は、結核患者に対する服薬確認指導の実施を「病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるもの」に対して、依頼することができることとされた。

○　結核対策を重点的に講じる必要があるグループは、以下のものがあげられる。

・　ハイリスクグループ・・・高齢者、結核の高まん延国出身者等

・　デインジャーグループ・・・結核を発症すると二次感染を生じやすい職業に就いている者

○　**DOTSの依頼先としては、これらのグループに接触する機会の多いものが適当。**

○　具体的には、次の①～④が考えられる。

**①　ハイリスクグループが居住・滞在する施設**

Ex.　病院・診療所（介護老人保健施設を含む。）、介護保険等の入所系サービスを提供する事業者、矯正施設

**②　ハイリスクグループが一定以上の頻度で通う施設**

Ex.　学校、介護保険等の通所サービスを提供する事業者

**③　ハイリスクグループの居宅等に一定以上の頻度で訪問する者**

Ex.　訪問看護、訪問介護等を提供する者

**④　デインジャーグループが就労する場所の事業主**

Ex.　学校　等

○　このほか、地方自治体における柔軟な運用を確保するため、保健所長が適当と認める者を依頼先に含める。

○　依頼する具体的な内容としては、薬を服用するところをその場で見守る、患者が飲み終わった薬の薬包（PTPシート）などを確認する等といったものである。

※　病院、診療所及び薬局については既に感染症法第５３条の１４第２項で規定済。

## ＜参照条文＞

### ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（家庭訪問指導等）

第53条の14　保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導を行わせるものとする。

２　保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに対し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。